

仕 様 書

名 称	荷役機材等の手配等役務	作成部隊	中央輸送隊 第2方面分遣隊
作成年月日	令和8年8月19日	仕様書番号	中輸2分遣-2

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度第3回港湾荷役訓練（苫小牧港（本港区南埠頭））実施に係る荷役機材等の手配等について規定するものとする。

2 用語の定義

(1) 港 湾

苫小牧港（本港区南埠頭）

(2) 荷役機材

ア 定格重量160t以上のクレーン（オールテレーンクレーン）（1台）

イ スプレッダー（1台）

(3) コンテナ

20ftコンテナ（1本）

3 役務実施時期

(1) 荷役機材及びコンテナの手配

ア 荷役機材

令和8年9月13日（日）から同年9月15日（火）

イ コンテナ

令和8年9月13日（日）から同年9月15日（火）

(2) 配送及び回収時期並びに場所

ア 荷役機材

(ア) 配 送

令和8年9月13日（日）苫小牧港（本港区南埠頭）

(イ) 回 収

令和8年9月15日（火）苫小牧港（本港区南埠頭）

イ コンテナ

(ア) 配 送

令和8年9月13日（日）苫小牧港（本港区南埠頭）

(イ) 回 収

令和8年9月15日（火）苫小牧港（本港区南埠頭）

4 役務内容

- (1) 荷役機材の手配
- (2) コンテナの手配
- (3) 港湾への荷役機材及びコンテナの配送（設置含む。）並びに回収
- (4) 港湾における荷役機材操作に係る事項
- (5) 管理に関する事項

5 役務の細部要領

(1) 荷役機材の手配

- ア 岸壁保護の処置については、港湾管理者の指導に基づき業者が実施する。
- イ 業者は、スプレッダー用の最大重量20 tの20 f tコンテナ吊上げに必要な吊具一式（ワイヤー（スリング）及びシャックル等）を用意する。
- ウ 荷役機材の設置（鉄板の用意・鉄板敷き・カウンターウェイトの取付け含む。）については、業者が実施する。この際、荷役機材の小移動について、期間中別に示す時期に数回実施するものとする。
- エ 荷役機材については、通常使用時における故障は、業者の負担とする。
- オ 借用期間中、故障又は不具合が発生した場合は、速やかに業者により修繕又は代替品の手配をする。
- カ 荷役機材については、任意保険に加入（保険含む及び免責0円）する。

(2) コンテナの手配

- ア コンテナについては、正常な機能を発揮できるものとする。
- イ コンテナの規格については20 f tコンテナ（海上コンテナ）を基準とする。
- ウ コンテナについては、通常使用時での故障は、業者の負担とする。
- エ 借用期間中、故障・不具合が発生した場合は、速やかに業者による修繕又は代替品の手配をする。

(3) 港湾への荷役機材及びコンテナの配送（設置含む。）並びに回収

ア 配 送

(ア) 荷役機材

- a 令和8年9月13日（日）午前の別に示す時期・場所に配送する。
- b 荷役機材の配送要領は、業者所定とする。

(イ) コンテナ

- a 令和8年9月13日（日）午前の別に示す時期・場所に配送及び設置を完了し、使用可能な状態にする。
- b コンテナの配送及び設置要領は業者所定とする。

イ 回 収

(ア) 荷役機材

- a 令和8年9月15日（火）の別に示す時期・場所から回収する。
- b 回収要領は業者所定とする。

(イ) コンテナ

- a 令和8年9月15日（火）の別に示す時期・場所から回収する。
- b 回収要領は、業者所定とする。

(4) 港湾における荷役機材操作に係る事項

業者は官側のクレーン及びスプレッダー使用にあたり、期間を通じ官側の要員を指導し得るオペレーターを配置する。

(5) 管理に関する事項

ア 夜間の荷役機材の管理は業者が行う。

イ 官側の港湾立ち入りに関する調整及びゲートの開閉等を業者が実施する。

6 その他

(1) 情報保全処置及び不測事態対処

ア 情報保全処置

本契約に基づく役務の履行間及びこれに伴う調整等において知り得た情報(品目、数量、構造、性能、自衛隊の行動に関する事項等)の流失防止を図るとする。

イ 不測事態対処

荷役機材の配送が困難な状況が生起した場合は、直ちに報告する等、速やかに対処する。

(2) 荷役機材の損傷等に関する責任

官側が操作を実施している場合において、明らかに官側の誤操作又は業者側の指導に従わなかった場合の損傷は、官側の責任とする。

(3) その他、本仕様書で定めのない事項及び役務の履行が困難になった場合は、別途協議する。

作成責任者

中央輸送隊第2方面分遣隊長

2等陸佐 小畑 伸也